

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」について(概要)

運用指針とは

品確法第22条に基づき、公共工事の発注者を支援するため、**発注者共通の取組事項**を国が定めるもの。

- 市町村を含むすべての発注者が「**発注者の責務**」(品確法第7条)を果たすため、**自らの発注体制**や**地域の実情**等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、体系的にまとめる
- 地域のインフラ維持・災害対応を担う建設企業が、担い手の育成・確保**に必要な**適正な利潤**の確保を可能とするための取組と、**発注者の体制整備等**に向けた取組を具体的に記載
- 本指針に基づく各発注者の実施状況を**定期的に調査・公表**するとともに、必要に応じて指針そのものを見直し

担い手の育成・確保のための取組

予定価格の適正な設定

- 実勢を的確に反映して積算を行い、必要に応じて見積りを活用する
- 適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とする
「歩切り」は行わない(品確法第7条に違反)

ダンピング受注の防止

- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定及び活用の徹底
(これらに関する価格は入札前に公表しない。基準は適宜見直す。)

発注・施工時期の平準化

- 建設工事の請負契約の原則(当事者の対等な合意)を踏まえた適正な工期の設定
- 債務負担行為の積極的活用、余裕期間の設定等による適切な工期の設定
- 発注見通しの統合・公表等による計画的な発注

適切な設計変更

- 施工条件の変化等に応じた適切な設計変更、協議の迅速化等

現場の担い手の育成・確保

- 豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮
- 企業の地域精通度や技能労働者の技能等(登録基幹技能者)を評価
- 賃金の適正な支払、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、関係部署と連携

多様な入札契約方式の選択・活用

- 地域における社会資本を支える企業を確保する方式を選択・活用

発注者の体制整備等に向けた取組

本指針の理解・活用

- 本指針の理解・活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成
※ 国は、説明会を開催するとともに相談窓口を開設し、受発注者からの相談にきめ細やかに対応

職員の育成

- 国、都道府県等が実施する講習会や研修の受講等を通じ、発注担当職員の育成に積極的に取り組む

外部の支援体制の活用

- 国・都道府県の協力等を得て、発注関係事務を適切に実施できる外部の者や組織を活用
- 国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施できる者の育成・活用等を促進

発注者間の連携強化

- 発注者間における要領・基準類、積算システム、成績評価等の標準化・共有化及び相互利用を促進
- 地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等を通じ、発注者間の情報交換、共通の課題への対応等を推進

- 一時的な事業量の増加や技術的難易度の高い工事への対応のため、発注者を支援する方式を選択・活用

➡ **発注関係事務の適切かつ効率的な実施により、地域のインフラ維持、災害への迅速な対応、担い手の育成・確保を実現**